いわき市震災メモリアル事業 提言書 (案)

平成 27 年 月 日

いわき市震災メモリアル検討会議

目次

はじ	かに		•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P1
未曾不	有の類	喜災 剎	圣験			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P2
これる	までの	の震災	とジ	モリ	アバ	レに	俘	る	取	組る	み		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P3
1.震災	トトジ	きリア	ブル	事業	の基	本	的	な	考》	えナ	j.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P4
2.震災	トとジ	きリア	プル	事業	の理	念																								
(1)	基本	理念	. •	• •	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P5
(2)	基本	下 針	. .	• •	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P5
3.中核	亥拠点	「施 割	そのえ	考え	方																									
(1)	中杉	拠点	、施記	殳の(位置	づり	ナ	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P6
(2)	中杉	拠点	施記	殳に:	おけ	る	事:	業剂	舌重	力の)考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P6
4.中核	亥拠点	、施 割	とのが	施設	機能	等																								
(1)	施設	と機能	きのま	きえ	方•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P8
(2)	施設	と機能	:一舅	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P9
(3)	施設	建設	地に	こ求る	めら	れ	3	条任	牛•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• F	P10
5.中核	亥拠点	、施 割	とのi	軍営	主体	Z																								
(1)	運営	官のあ	りナ	卢・		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠Ŧ	212
(2)	施設	どの運	営体	本制		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• I	212
(3)	施設	建運営	主体	‡の.	比較		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	212
(4)	施設	建運営	主体	本 のオ	検討	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	213
6.震災	Fとジ	゠リァ	ブル	事業	の原	関	イ	メ	— 3	ブ																				
(1)	事業	色のロ	- 1	ドマ	ップ	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	P14
(2)	事業	(展開	イフ	کا ۔۔۔	ジ・	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• F	217
おわり	n 1.=																												. I	220
やむ) (C	• • •	•	• •	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	^20
[参	考資	料]																												
	いわ	き市	震災	ミメヨ	モリ	アバ	レオ	食言	寸会	議	(D)	経;	緯																	
	いわ	き市	震災	シュ	モリ	アバ	レオ	食言	寸会	議	設	置	要	綱																
	いわ	き市	霍 ※	シメニ	F IJ	アバ	レホ	合言	十之	:諡	委	昌	夕:	籓																

はじめに

2011年に発生した東日本大震災によって、いわき市は地震、津波に加え原発事故が重なった未曽有の複合災害に見舞われ、400名を超える方々の尊い生命や多くの貴重な財産が奪われるなど、甚大な被害が生じた。そして、原発事故に伴う直接・間接の被害や影響は、今なお市民生活の各般にわたっている。

一方で、原発事故後の対応や社会インフラの再生、さらには2万4千名を超える 市外避難者を受け入れているという点において、いわき市は東日本大震災からの復 興拠点としての役割も果たし続けている。

いわき市震災メモリアル事業においては、東日本大震災の記憶や教訓を風化させず確実に後世に伝えていくため、震災から4年半あまりが経過した今、あらためて震災経験を現在と未来の視点に立って捉えなおし、震災によって得られた新たな発見や関係性を危機意識や防災意識の醸成等に活用していくことが重要である。そして、活力に溢れたまちづくりの実現など、いわき市の発展へとつなげていくための取り組みとして、そのあり方について検討した結果を取りまとめたものがこの報告書である。



未曾有の震災経験

いわき市を襲った未曾有の複合災害と復興のあゆみ。 震災経験を通して気づかされた災害への備えの必要性と未来への資源。

● 未曾有の複合災害

地震災害は、3.11の大地震に加え、4.11の直下型余震がいわき市を襲い、 津波災害においても、60km にも及ぶ海岸線に大津波が押し寄せ、東日本大震 災はいわき市に甚大な被害をもたらした。

そして、福島第一原子力発電所事故は放射性物質への不安や風評被害を引き 起こすなど、今なお市民生活の各般に影響を及ぼしている。

● 復旧・復興・再生への取組み

いわき市は未曾有の複合災害に見舞われながらも、国内外の様々な支援に支 えられ、復旧・復興・再生に向けて取組んできた。

また、浜通り地域の中核都市として、社会インフラの再生や原発事故後の対 応などに取り組む市内外の人々の拠点として、さらに福島第一原発事故に伴う 市外避難者を全国で最も多く受入れながら共存していることは、いわき市がま さに東日本大震災からの浜通り地域における「復興拠点」としての役割を果た していると言える。

震災が気づかせた未来への資源

東日本大震災は多くの尊い命を奪うなど甚大な被害を残し、人々に災害への 備えの必要性を痛感させた。その一方で、震災後の様々な場面において人と人 とのつながりの重要性が再認識された出来事でもあった。

また、現在も復興・再生に立ち向かういわき市民が、今なおふるさとに帰還 することがかなわない多くの市外避難者とともに共生している。このようなコ ミュニティは他に類例が無く、柔軟性に富み、発展性を秘めたいわき市民の住 民性やメンタリティの再発見につながり、新たな地域共生モデルを示したと言 える。

我々は、これらの震災が気づかせてくれた資源を未来へと活かしていかなく てはならない。

これまでの震災メモリアルに係る取組み

いわき市においては、これまで行政や市民団体等がそれぞれの立場で震災の記 **憶・記録の伝承や追悼・鎮魂のための取組みを行ってきた。**

その主なものを例示すると、行政における取組みでは、東日本大震災の被災状況 や復興の歩みを記録した冊子及びDVDの制作、震災メモリアル公園の整備検討、 震災語り部の養成と被災地スタディツアーの実施、震災遺構の保存に向けた調査検 計、震災犠牲者の追悼式典「3・11 いわき追悼の祈りと復興の誓い」の開催などがあ る。

また、市民団体等の取組みとして、久之浜・大久地区においては震災の難を逃れ た神社と隣接する防災緑地の一体的な活用による鎮魂の杜づくり、豊間3地区にお いては震災を伝える"伝承の場"の設置検討、勿来地区においてはタイムカプセル の埋設や大津波によって決壊した防潮場の一部保存、田人地区においては大規模余 震の爪跡を伝承するための石碑の設置や植樹などが行われている。

さらに、いわき明星大学復興事業センターでは震災アーカイブ室を設置し、震災 資料の収集や展示に精力的に取り組まれているほか、小名浜地区の観光物産施設内 にあるライブいわきミュウじあむでは"いわきの東日本大震災展"が長期間にわた って開催されている。

これらの取組みを踏まえ、震災の記憶や教訓を風化させず確実に後世に伝えなが ら、震災犠牲者の追悼・鎮魂とともに危機意識や防災意識の醸成を図るなど震災メ モリアル事業の目的を達成するためには、各主体や各地域の様々な取組みと有機的 に連携しつつ、これまで以上に震災記録の収集や保存、防災教育、情報発信等に取 り組む必要があり、そのための拠点整備が必要な状況にある。

1.震災メモリアル事業の基本的な考え方

「震災メモリアル事業」は、震災の記憶や教訓を確実に伝承し、現在進行形の復 興のあゆみを市内外において共有することにより、災害に強く震災前にも増して活 力あふれるいわき市の未来をつくることを目的とする。

また、「震災の記録の保存と継承」を事業ミッションの中心と位置づけ、これら を通して「危機意識や防災意識の醸成」「追悼・鎮魂」等に、各主体や各地域の取 組みと連携及び調整を図りながら取り組むこととする。

さらに、震災メモリアル事業を遂行するため中核拠点施設を整備し、そこでは震 災記録の収集・保存・継承のためのアーカイブを構築するとともに、その情報を活 かし防災・減災教育の一翼を担う。

そして、中核拠点施設は情報発信や交流の場として、市内各地や周辺地域におけ る復興に向けた取組みを支援し、将来的には、本事業が復興まちづくりを支える人 と地域の結びつきを強化させることにつながり、いわき市の復興と飛躍に貢献する ものである。

2.震災メモリアル事業の理念

(1)基本理念

~ いわきの復興と飛躍に向けた"みらい事業"~

震災の記憶と教訓を未来に伝え、 災害に強いいわき市を築くとともに、 復興まちづくりを支える人と地域をつなぐ

(2) 基本方針

ア)いわき市における現在進行形の災害の記憶を未来に伝えるアーカイブを構築する

いわき市の震災関連資料を収集・保存・継承するアーカイブを構築し、未 来へと震災の記憶を伝える仕組みづくり。

イ) 震災の記憶と教訓を未来につなぐ学びの場をつくる

災害に強いいわきの未来につなげるため、震災の経験や記憶を伝承すると ともに、そこから教訓を導き出し、世代を超えて共有していく仕組みづくり。

ウ)各地域における復興に向けた取組みと未来を担う人材の育成を支援する

各地域における復興まちづくりの取組みについて情報発信するとともに、 市民や各種団体、防災減災・まちづくり関係者、来訪者などの交流を通じて、 災害に強く、活力溢れるいわき市の未来を担う人材を育成する仕組みづくり。

エ) 震災遺産を入り口とした地域発見と発信を行い地域振興につなげる

震災遺産の保存を図り、震災の記憶の伝承を図るとともに、それらを入口 とした地域再発見に人々を誘う仕組みづくり。

オ)追悼と鎮魂の場をつくる

震災で亡くなられた方々のために追悼・鎮魂の場を提供するとともに、収 集した震災関連資料を通して、追悼・鎮魂の気持ちをもてる環境づくり。

3.中核拠点施設の考え方

(1)中核拠点施設の位置づけ

いわき市全域を対象とした震災メモリアル事業の拠点

いわき市全域を対象に展開する震災メモリアル事業の拠点として、震災の記 憶や教訓を確実に伝承し、情報発信、交流の促進によって現在進行形の復興の あゆみを共有するとともに、災害に強く、活力に溢れるいわき市の未来を市民 とともにつくる事業を展開する拠点にふさわしい施設とする。

(2) 中核拠点施設における事業活動の考え方

震災メモリアル事業の理念および基本方針に基づき、中核拠点施設において 次の5つの事業を展開する。

ア)収集・保存

震災の経験を記録するモノや情報、体験談、資料などをひろく収集・整理 し、保存する。また、震災に関する豊富な実物資料にワンストップでアクセ スできる施設として広く市民の利用に供するとともに、自然災害や原子力災 害、防災に関する研究者、市民団体などによる調査・研究活動を支援する。

イ) 学習・継承

いわき市における震災の経験を学習できる場を提供し、震災の記憶の伝承 と共有を図る。また、震災の教訓を体験的に学ぶ場を提供することにより、 防災意識の醸成と災害に強い社会づくりに貢献する。さらに、震災に関する さまざまな資料(アーカイブ)の公開を通じて、幅広い市民や子どもたちの 学習・研究ニーズに応える。

ウ)交流・連携

市内外の人々、研究者、震災経験者や未経験者などの多様な交流を通じて、 世代を超えた記憶の伝承、防災・減災に対する知の共有と発信を図る。

また、多様な交流を通じて、市民による連携と協働を活性化させ、いわき 市の復興まちづくりを支援するとともに、ボランティアなど市外支援者との 連携維持に努める。

エ)情報発信

いわき市の被災の状況や復興の現状について、市内各地の復興まちづくり に関わる取組みと併せて発信するとともに、震災前にも増して活力に溢れる いわきの姿を実感していただく。さらに、原子力発電所事故に関する情報に ついても提供することにより、不安軽減など避難者等の支援にも寄与する。

才)追悼•鎮魂

震災で犠牲になった方々を決して忘れないために、追悼・鎮魂の場を設け る。被害の大きかった各地区の追悼・鎮魂の場とともに、誰もが震災で亡く なられた方々を悼むことが出来る場として、施設内にもモニュメント等を設 置する。

4.中核拠点施設の施設機能等

(1)施設機能の考え方

中核拠点施設において取り組むこととする事業活動に基づき、必要となる機 能を設定することとなるが、基本的な施設機能は次のとおりとなる。施設のコ アとなる震災記録を未来に伝えるアーカイブ(収集・保存)機能の充実を図り、 学習・継承のための機能を整備するとともに、地域等との交流・連携や情報発 信のための機能を付加することなどにより、いわき市内のみならず市外の関係 機関等ともつながるハブとしての施設づくりを行う。



(2)施設機能一覧

	機能	必要性		概要				
収集	収蔵庫	0	震災資料を収集・保	 管する。				
-	作業室	0	資料の荷解き・整理、写真撮影、研究作業などを					
保存	研究室	0	拠点施設独自の研究活動を行うスペース。					
		0	震災展示震災の全体像を解説する					
	常設展示室	0	資料展示 収集資料を展示。					
学習		0	防災体験学習展示	減災教育のための体験学習室。				
習・	企画展示室	0	震災、防災・減災、	いわきの魅力に関する企画展示。				
継承	展示準備室	0	常設展示および企画	展示の準備作業を行う。				
	多目的学習室	0	学習セミナーなどの ンスルームとしても	開催。団体利用者に対するガイダ 活用。				
	情報ライブラリー	0	震災記録、報告書、	研究論文、体験談などの閲覧。				
	屋外イベントスペース	Δ	域イベントや防災イ					
情	屋内イベントスペース	0	展示や公開セミナーなど、インドア型のイベントを原開。エントランススペースの一部を活用。					
情 報 発 信	エントランススペース	0	施設のエントランススペース。公開イベントなどの 催により、情報発信スペースとして活用。					
ie	復興情報スペース	0	原発被災地域の情報を含め、復興状況に関する最新 情報を提供。					
	いわきガイダンス情報	Δ	市内の震災遺産や自然・歴史文化などの地域資源する情報を展示。					
交流・	休憩スペース	Δ		ペース。復興や防災、まちづくり ントや交流イベントなども開催。				
携	協働支援ルーム	Δ	市民や事業者などの復興まちづくり活動の拠点 て使用できる多目的活動スペース。					
追鎮悼魂	モニュメント	0	追悼と鎮魂のための	場。(例:追悼・鎮魂の鐘、石碑)				
その他	トイレ・ロッカーなど	0	来場者サービス施設					
	事務室	0	職員事務スペース、1	館長室、応接室、会議室など。				
管	警備管理室	0						
管理機能	機械室 ◎							
能	能 一般倉庫							
	防災備蓄倉庫	Δ	防災拠点として整備。					
一般到	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0						
職員月	月駐車場	0						

(3)施設建設地に求められる条件

ア)一定の面積規模を有していること

必要な施設機能を満たすための面積規模が確保できる敷地面積があること は、用地選定の前提条件となる。

イ)市内外の人々が利用しやすいアクセス性を有していること

市民や市外の来訪者等が利用しやすい、交通の利便に優れた立地が望まれ る。

ウ)いわき市におけるネットワークのハブに適した立地であること

いわき市全域の震災遺産をつなぎ、様々な活動の拠点となる施設として、 いわき市内の様々な地域や資源との連携や回遊に適した立地が望まれる。

エ) 震災の被害と復興の様子がわかる場所であること

震災の記憶や教訓をリアリティを持って伝えていくため、被災地として復 興事業が象徴的に展開されている地域が望ましい。



5.中核拠点施設の運営主体

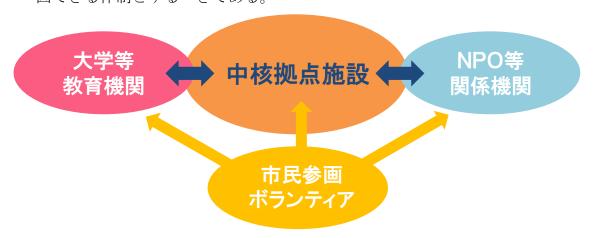
(1)運営のあり方

市民のちからを取り入れた産学官民協働の運営体制

災害に強く、活力溢れるいわきをつくる拠点にふさわしい施設運営体制とし て、市や有識者だけでなく、市民参加を積極的に取り入れた運営体制が望まし V10

(2)施設の運営体制

拠点施設を適切に運営していくための組織体制づくりが重要であり、併せて、 大学等教育機関やNPO等関係機関との連携、市民やボランティアが運営に参 画できる体制とするべきである。



(3)施設運営主体の比較

中核拠点施設における業務に対し、その運営形態には直営、部分委託、指定管 理の方式があり、それぞれの運営可能性については次のとおりである。

	必要業務	公	民間	
少女未伤		市直営	部分委託	指定管理
アーカイブ構築業務	震災資料の収集・保存・データ化	0	0	0
アーカイノ情楽未然	震災資料の研究	0	×	×
	常設展示運営	0	Δ	Δ
施設運営業務	企画展示運営	0	0	0
	ボランティア登録・育成・参画支援	0	0	0
	広報事業	0	Δ	0
	予算出納関係業務	0	×	0
施設管理業務	事務管理関係	0	×	0
	人事管理関係	0	×	0
	備品機器類保守管理	0	0	0

(4)施設運営主体の検討

従来型施設の運営形態の多くは自治体直営または公益法人等への委託である が、平成15年度に指定管理者制度(公の施設について、法人その他の団体を指 定し管理を委託する制度)が導入されたことにより、現在では様々な運営形態が とられている。

施設運営主体については、今後、施設機能と併せて検討していくことになろう が、自治体直営方式と指定管理者制度方式の特徴は次のとおりであり、それぞれ の利点及び課題等を踏まえ、いわき市の中核拠点施設にふさわしい施設運営主体 について検討していく必要がある。

直営方式

【利点】

- ・行政政策、施策の反映が図りやすい(実施計画、教育・観光事業計画等)。
- 一部民間委託が可能。
- ・既存文化施設との連携が図りやすい。
- ・ボランティア、NPO 等の参画が円滑。

【課題】

- ・施設運営の柔軟性(運営時間、体制、運営維持)に欠ける。
- ・運営体制の硬直化(人材の確保、人材の継続が困難)。
- 運営経費の調整が困難(固定人件費等)。

指定管理方式

【利点】

- ・行政側の人事による影響がない(行政側人員の直接参加は無)。
- ・運営の工夫ができる(民間活用による集客事業、連携事業等)。
- 運営費全体の抑制を図れる可能性が高い。

【課題】

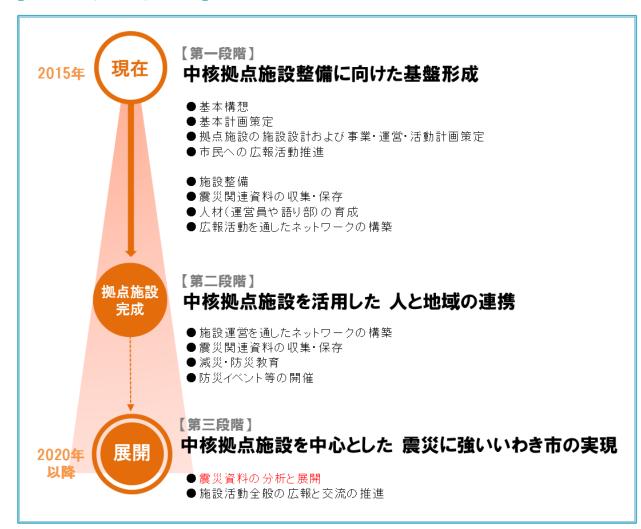
- ・運営意思が移行されるため、行政施策の反映に影響が出やすい。
- ・ボランティアや NPO 等の活用が図りづらい(参画希望者の理解が得られ にくい場合がある。)。

6.震災メモリアル事業の展開イメージ

(1)事業のロードマップ

震災メモリアル事業の展開においては、中核拠点施設の整備や活用を基軸と して、基盤形成から人と地域の連携による事業展開へと拡張していくイメージ を3段階のロードマップで示したものが次の図であり、持続的・自立的に成 長・発展していく事業展開をめざすものである。

【ロードマップのイメージ】



第一段階: 中核拠点施設整備に向けた基盤形成

■ 施設整備

中核拠点施設整備に向けて、施設計画・設計および事業・運営・活動計 画を策定し、それらに基づき製作・施工を行う。

■ 震災関連資料の収集・保存

震災関連資料の収集・整理を行い、震災資料アーカイブを構築する。ま た収集された資料を常設展示等に活用する。

■ 人材(運営員や語り部)の育成

事業・運営・活動計画に基づき、中核拠点施設および事業全体の運営に 携わる人材と震災の経験や教訓を語り継ぐ語り部等を育成する。

■ 広報活動を通したネットワークの構築

震災メモリアル事業および中核拠点施設の整備計画について広報を行い、 各地域の取組みと情報共有・連携を図り、震災メモリアルネットワークの 基盤を形成する。

第二段階: 中核拠点施設を活用した人と地域の連携

■ 施設運営を通したネットワークの構築

中核拠点施設における情報発信と交流・連携を通して、第一段階で形成 された人と地域のネットワークをさらに強化し、深化させる。

■ 震災関連資料の収集・保存

震災資料アーカイブの充実と、常設展示等へ活用するために、震災関連 資料の収集・保存を継続して行う。

■ 減災・防災教育

震災の記録と教訓を示す震災資料アーカイブや常設・企画展示等を活用 し、減災・防災教育を行う。

■ 防災イベント等の開催

中核拠点施設のスペースを活用し、様々な対象者に合わせた防災イベン ト等を開催する。

第三段階: 中核拠点施設を中心とした災害に強いいわき市の実現

■ 震災資料の分析と展開

収集した震災関連資料を分析・整理し、展示に活用・展開することで、 危機意識や防災意識の醸成につなげる。

■ 施設活動全般の広報と交流の推進(広域ネットワークの構築)

中核拠点施設における活動について、いわき市内外に広く情報発信する ことで、広域的に来館者を呼び込むとともに、震災メモリアルネットワー クに関わる人と地域の連携を拡張する。

(2) 事業展開イメージ

将来的な事業展開として、中核拠点施設を整備した後、いわき市全体および 市外も含めた地域を活動のフィールドとして捉え、『人と知』のネットワーク、 『震災遺産』ネットワーク、『地域資源』ネットワークの3つのネットワーク 活動を推進する。

①『人と知』のネットワーク

震災の記憶や教訓の共有でつながった人々の関係を発展・強化させること で、様々な活動の自立的発展を支援する。

国や福島県、宮城県、岩手県、茨城県などの被災県、その他の自治体事業 との情報共有などによる連携が考えられる。

具体的には、国による国営鎮魂の丘整備、イノベーションコースト構想の 実現、国立国会図書館アーカイブ(ひなぎく)などや、福島県における、県 立博物館、環境創造センター、復興記念公園、震災アーカイブ施設などであ る。

その他、いわき明星大学、東日本国際大学、いわき地域振興センター、東 北大学など学術・研究団体との情報共有、アーカイブ連携などが考えられる。 また、企業による災害対策への取り組み、NPO 等団体による復興やまちづ くり、防災に関わる活動との連携も考えられる。

②『震災遺産』ネットワーク

中核拠点施設に加えて各地域にサテライト拠点機能を整備する。そして、 拠点と各地の震災遺産をつなぎ、活かすプログラムを整備する。

いわき市に遺された震災遺産として、田人地区の井戸沢断層、岩間(小浜) 地区の防潮場の一部、久之浜・大久地区の稲荷神社などが挙げられ、中核拠 点施設とサテライト拠点において震災遺産に関する情報発信を行い、各地域 の震災遺産保存・活用の取組みと連携を図ることが考えられる。

③『地域資源』ネットワーク

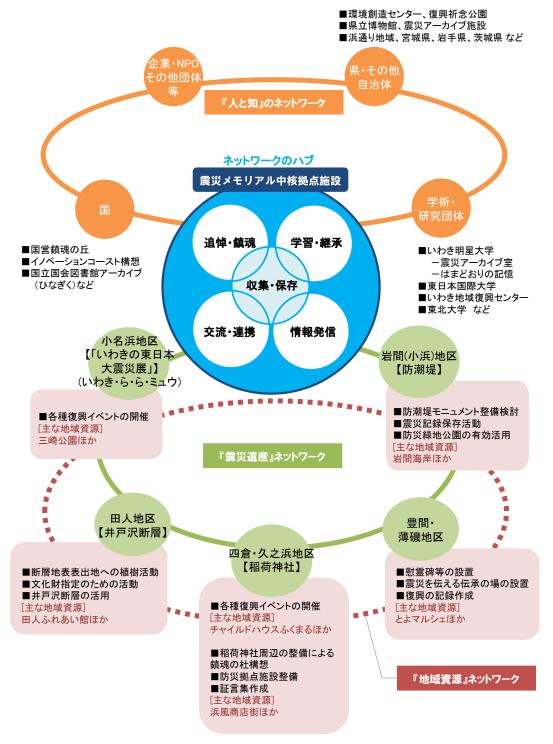
各地域の震災遺産を入口にそれぞれの地域の多彩な文化や歴史を見つめ なおし、地域再発見につなげるとともに市内外に発信する。

震災遺産を有する地域の資源と住民による復興に向けた取組みの事例と して以下が挙げられる。

- ●四倉、久之浜・大久地区では、主な地域資源として、浜風商店街やチャイ ルドハウスふくまるが挙げられる。地域住民による活動として、震災遺産 である稲荷神社周辺整備による鎮魂の森構想、防災拠点整備、証言集作成 の取組みが行われている。また、各種復興イベントも開催されている。
- ●豊間・薄磯地区では、地域住民による活動として、慰霊碑及び震災を伝承 する場等の設置検討、復興記録の作成の取組みが行われている。
- ●小名浜地区では、地域住民による活動として、三崎公園やいわき・ら・ら・ ミュウなどを利用した各種復興イベントが開催されている。
- ●岩間(小浜)地区では、主な地域資源として岩間海岸が挙げられる。地域 住民による活動として、震災遺産である防潮堤のモニュメント整備検討、 震災記録保存活動、防災緑地公園の有効活用のための取組みが行われてい る。
- ●田人地区では、主な地域資源として田人ふれあい館が挙げられる。また、 地域住民による活動として、震災遺産である井戸沢断層の地表表出地への 石碑設置及び植樹活動、文化財指定や活用等に向けた取組みが行われてい る。

中核拠点施設においては、上記5地域をはじめ、各地域が有する地域資源 や復興に向けた各種取組みについて情報発信を行う。また、それと同時に各 地域の施設をサテライト拠点と位置づけ、パネル展示等により、情報発信を 行うことが望まれる。そして将来的には中核拠点と各地域をつなぐネットワ 一クの形成を図り、地域振興や防災教育の効果を高めることが考えられる。

【将来的なネットワーク展開イメージ】



これら3つのネットワークを、中核拠点施設を中心につなぎ、相互連携と活動の 支援を図ることで、それぞれのネットワークの相乗効果を実現する。こうした将来 的なネットワーク展開を通して、活力あふれるいわきの未来づくりに向けて、子ど もから大人まで幅広い人々と、地域がつながった魅力あふれる地域づくりムーブメ ントを支援する。

おわりに

本検討会議では、5回という開催回数の中で、事業コンセプトをはじめ中核拠点 施設のあり方や事業の展開イメージなど広範な内容について精力的に議論を重ね、 一定の方向性を導き出した。

今後、いわき市においては、本提言を踏まえて事業の具現化に取り組み、事業目 的を十分に達成できるよう努められたい。

なお、事業の取組みに当たっては、ロードマップにおいて示したとおり、中核拠 点施設が早期に整備されることを期待するが、施設整備までの間に取り組むべき課 題も多く、早期の事業着手と精力的な対応が必要となる。また、中核拠点施設の整 備に要する事業費の確保や維持管理に要する経費などにも留意しながら詳細の検 討を進める必要がある。

さらに、事業の推進に際しては、市民意見の反映及び住民参画にも十分に意を用 いることが重要である。

[参考資料]いわき市震災メモリアル検討会議の経緯

旦	日時	協議事項				
第1回	平成 27 年 6 月 2 日 (火) 15:00~17:00	事業概要について事業スケジュールについて				
	平成 27 年 7 月 3 日・4 日 平成 27 年 7 月 4 日・5 日	・先進事例調査(神戸市、淡路市)・先進事例調査(長岡市、小千谷市)				
第2回	平成 27 年 7 月 13 日 (月) 14:00~16:45	事業コンセプト及び事業展開イメージ について(1)				
第3回	平成 27 年 8 月 7 日 (月) 14:00~16:30	事業コンセプト及び事業展開イメージ について(2)				
第4回	平成 27 年 9 月 16 日 (月) 14:00~16:30	・事業コンセプト及び事業展開イメーシについて(3)・中核拠点施設の考え方について				
第5回	平成 27 年 10 月 19 日 (月) 14:00~16:30	・提言書(案) について				

「参考資料」いわき市震災メモリアル検討会議設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災の記憶と教訓を風化させることなく、確実に後世に伝えてい くことを目的に実施する震災メモリアル事業のあり方に関し、有識者等による調 査・検討を行うため、いわき市震災メモリアル検討会議(以下「検討会議」とい う。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 震災の記憶と教訓を後世に伝える手法等に関すること。
 - (2) 中核拠点施設のあり方及び整備の方向性に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、震災メモリアル事業に関し必要な事項 (組織及び任期)
- 第3条 検討会議の委員は、15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 産業・経済界関係者
 - (3) 市民団体・地域づくり団体等関係者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、平成27年6月2日から平成28年3月31日までとする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 検討会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき は、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が 会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、その説明又 は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第6条 検討会議の庶務は、行政経営部秘書室ふるさと再生課において処理する。
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年6月2日から実施する。
- この要綱の実施後に最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわら ず、市長が招集する。

[参考資料]いわき市震災メモリアル検討会議 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名		所属	役職				
委員長	石丸 純一	いわき明星大学 復興事業センター震災アーカイブ室	教授 室長				
副委員長	藁谷 俊史	日本防災士会福島県支部	支部長				
委員	赤津 慎太郎	公益社団法人 いわき青年会議所	理事長				
委員	木村 拓郎	一般社団法人 減災・復興支援機構	理事長				
委員	強口 暢子	社会福祉法人いわき市社会福祉協議会	会長				
委員	曽我 泉美	NPO 法人 ふくしま 震災孤児・遺児をみまもる会	理事長				
委員	高橋 満	福島県立博物館	主任学芸員				
委員	中島 清州	いわき市小中学校長会連絡協議会 (小名浜第二小学校)	校長				
委員	芳賀 克男	復興庁福島復興局いわき支所	支所長				
委員	林 清	いわき市行政嘱託員(区長)連合 協議会	会長				
委員	蛭田 修二	公益社団法人 福島県建築士会いわき支部	支部長				
委員	福迫 昌之	東日本国際大学	副学長				
委員	正木 好男	いわき商工会議所	副会頭				
委員	渡邊 弘幸	一般社団法人 いわき観光まちづくりビューロー	専務理事兼事務局長				
オブザーバー	川副 早央里	いわき明星大学 復興事業センター震災アーカイブ室	客員研究員				